

知っていますか？青少年インターネット環境整備法

青少年インターネット環境整備法が改正され、携帯電話会社と契約代理店に対し、
次のような義務が新たに設けられました。

- 契約または携帯電話使用者が 18 歳未満かどうかの確認
- フィルタリングの必要性・内容、青少年有害情報を閲覧する可能性についての説明
- フィルタリングソフトウェアや OS の設定

SNS等被害児童生徒のフィルタリング利用状況

利用あり 130 人 (8.4%)

契約時は利用していたが被害当時には利用なし 114 人 (7.4%)

契約当時から利用なし
1296 人 (84.2%)

出典：警察庁「平成 29 年における SNS 等に起因する被害児童 (18 歳未満) の現状と対策について」

被害児童生徒の
9 割が
フィルタリングの
利用なし！！

小学生向けのフィルタリングでは・・・

ゲーム・動画・音楽

SNS・掲示板

出会い系・アダルト

懸賞・成人娯楽

に、制限をかけることができます。

青少年の 8 割以上がゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーのいずれかを使用し、
これらの機器でのインターネットの利用率は、4 割台前半を突破しています



上記のようなモバイル端末（**ゲーム機や携帯音楽プレイヤー含む**）の普及により、子どものインターネットの使い方が急激に変化しています。メール、ゲーム、SNS、チャットや掲示板、交流サイト、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気付いていない使い方をしていませんか？

～困った時はお気軽にご相談を～

□徳島県警察本部

- ヤングテレホン【悩み相談】 088-625-8900
- いじめホットライン【いじめ等】 088-623-7324
- フィッシング 110 番【サイバー対策】 088-622-3180

□トラブル相談窓口

- 24 時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310 (無料)
- 子どもの人権 110 番 0120-007-110 (無料)
- 徳島県消費者情報センター 088-623-0110

□徳島県こども女性相談センター【子育て相談・虐待等】

- 中央 088-622-2205
- 南部 0884-22-7130
- 西部 0883-53-3110

